

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 双樹会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(平成 29 年 6 月 21 日 規則第 38 号)

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人双樹会の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対して、職務執行の対価として、別表 1 のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(費用)

第 4 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規則に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 5 条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

別表 1

(1) 理事

内容	日額（手取り額）
理事会等会議への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

(2) 監事

内容	日額（手取り額）
理事会及び評議員会等会議への出席	6,000 円
監事監査の実施	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

(3) 評議員

内容	日額（手取り額）
評議員会等会議への出席	6,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000 円

附 則 この規程は、平成 29 年 6 月 21 日より施行する。